第

1729

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 1月 24日 木曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

4 売上計上基準

Q:当社は商品の販売を行っており、商品は自社の倉庫から宅配業者を使って顧客に直送しています。

ところで、売上げはいつの時点で計上する のでしょうか。

A:商品を引き渡した日に計上します。引き渡した時の具体的な判定には、出荷基準、納品基準、検収基準等があります。

【解説】

税務上、商品販売業における商品等の販売による収益は、販売した商品等を相手方に引き渡した日の属する事業年度の収益として計上することが原則です。引き渡しの日として出荷基準、納品基準、検収基準等があります。

出荷基準は、相手方の注文により商品等を 店頭、倉庫、工場等から相手方に出荷された 時をもって引き渡しの時とするものです。

納品基準は、商品等が得意先から指定された場所へ搬入された時を引き渡しの時とするものです。

検収基準は、得意先の指定場所へ搬入した 商品等を、得意先が数量や品質などを検査し、 検収を終らせた時を引き渡しの時とするもの です。検収基準を採用すれば、最も売上計上 時期が遅くなります。

どの基準を採用するかは、販売している商品の種類や性質、その販売に係る契約の内容などに応じて決定すべきです。

また、いったん採用した売上計上基準は、 継続的に適用しなければなりませんが、合理 的な理由があれば、変更も認められます。







